

## 高齢者虐待防止について

## I 養介護施設従事者等による虐待の状況

(1) 受理した虐待事例の通報（届出）件数（うち虐待判断件数）（令和6年度）  
（単位：件）

	6年度	5年度	4年度	3年度	2年度
山口県	39(12)	34(10)	23(11)	19(3)	15(2)
全国	3,633(1,220)	3,441(1,123)	2,795(856)	2,390(739)	2,097(595)

(2) 虐待の発生要因（全国）（単位：％）

職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足	75.9
職員の倫理観・理念の欠如	64.3
職員のストレス・感情コントロール	62.5
職員の性格や資質の問題	62.0
職員の指導管理体制が不十分	61.9

※厚生労働省「令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果」参照

## II 高齢者虐待防止に向けて（高齢者虐待防止法の規定による）

## (1) 養介護施設設置者又は養介護事業を行う者

- 高齢者虐待防止に関する定期的な研修を開催する
- 高齢者及び家族からの苦情処理の体制を整備する
- 職員のストレス対策等その他必要な措置を講じる

## (2) 養介護施設従事者等

- 虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町高齢者虐待対応窓口へ通報する  
→通報を受けた市町は、事実確認調査を行い、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使する

## (3) 県

- 必要な場合市町と連携し事実確認調査を行い、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使する
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について公表する  
→公表項目（被虐待者の状況、虐待の類型、虐待があった養介護施設等の種別、虐待を行った養介護施設従事者等の職種等）
- 虐待防止や認知症ケアに関する研修機会の確保・充実を図る  
→認知症介護基礎研修、認知症介護実践研修（実践者、実践リーダー）等において、養介護施設従事者等として必要な虐待防止や権利擁護に関する知識習得を支援